

令和2年度奈良県内部統制評価報告書審査意見書

「奈良県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和3年9月6日

奈良県監査委員	内野 正博
同	森田 康文
同	尾崎 充典
同	浦西 敦史

1 審査の対象

「令和2年度 奈良県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度奈良県内部統制評価報告書の審査は、奈良県知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うその他の監査、検査、審査等によって得られた知見に基づき、奈良県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和2年度奈良県内部統制評価報告書について、奈良県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「奈良県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和2年度奈良県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

審査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

内部統制制度について、令和2年度奈良県内部統制評価報告書では「本県においては、本県の行政をとりまく様々な変化も踏まえて、職員が不断の自己改革を行い、良質な行政サービスを安定的、持続的に提供し、県民の県行政への信頼を担保するため、内部統制の評価に取り組んでいます。」と記載されている。

上記の趣旨を踏まえ、内部統制評価部局が行う内部統制に関する評価について、内部統制の整備上及び運用上の不備の評価に係る具体的、客観的な考え方に向けてさらに検討を進められたい。